

事務連絡
令和元年12月3日

経済産業省製造産業局素材産業課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課

食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度導入に関する
検討状況の周知について（協力依頼）

平成30年6月に公布された改正食品衛生法において、食品用器具・容器包装の原材料について、使用を認める物質を定め、安全性が担保された物質のみを使用可能とする制度（ポジティブリスト制度）が導入されることとなり、来年6月1日から施行される予定となっております。

これまでも、ポジティブリスト制度導入に向けては、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」（以下、「技術検討会」という。）において技術的事項の検討を進めてきているところです。

令和元年12月2日に開催された第9回会合においては、ポジティブリストの規格が未整備の物質について、その使用を施行日以降も認める一定の猶予期間（経過措置）を設定すること及び事業者間の情報伝達として活用できる具体的な方法等、技術検討会資料に記載の方向性についておおむね了承が得られたところであります。当課としては、今回了承された方向で施行に向けた検討を進めていきたいと考えております。

つきましては、関係事業者の皆様が、以下に掲載する技術検討会の資料等を参照し、ポジティブリスト制度について検討が進められている内容についてご理解を深めていただくよう、関係する所管団体を通じて周知のご協力方お願いします。

〔食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会資料等〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin_479899.html

厚生労働省ホーム> 政策について> 審議会・研究会等> 医薬・生活衛生局（生活衛生・食品安全）が実施する検討会等> 食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会

〔食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度について〕

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html

厚生労働省ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 食品> 器具・容器包装、おもちゃ、洗浄剤に関する情報> 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について